

神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会 議事要旨

【開催日時】平成 30 年 2 月 15 日（木）10:00～11:00

【開催場所】TKP 神戸三宮カンファレンスセンター 5 階ホール 5C

【出席者】 委員 13 名

【議事（主な意見交換の内容）】 以下のとおり

■申請内容について

●委員

淡河町の今回の申請について、過去の実績を踏まえて出していると思いますが、その過去はどういった運行実績だったのかお聞かせください。

●事務局

淡河町ゾーン・バスにつきましては、平成 21 年の 1 月に過疎地有償運送の登録を完了しており、平成 23 年の 1 月に再登録しました。その後、平成 26 年の 1 月から 3 度目の再登録をして運行していましたが、4 度目の運行継続を目前にして運転手の高齢化等の理由により、運行主体の N P O 法人から運行を廃止する届出が国土交通省に出され、今回の新たな運行の検討に至った次第です。

また、運行内容につきましては、今回ご説明の内容と概ね同じ内容で運行していますが、利用者は、ひと月ピーク時で 600 人ご利用いただいている状況です。料金は当初 200 円でしたが、最終的には 250 円で運行しています。

●委員

運賃が今まで 250 円であったものが今回は 300 円になります。通常のバス事業であれば、運賃の値上げを行うと乗客が少なくなることがありますが、危惧はいかがなものでしょうか。

●事務局

前回の淡河町ゾーン・バスの実績と、今回便数を増やしているところもありますので、その利用者数を勘案し、この車両を運行する実費の経費を割り戻しますと、1 人あたり 300 円で事業が持続的に運行できると考えています。

●会長

前の淡河町ゾーン・バスでは、専らマイクロバスを主体に使われていました。それと比べると、今回は乗用車で、同時に運べる人数も少なくなる点もあると思います。

●委員

バスの運賃が1人300円というお話ですが、将来にわたって継続することに意義があると思いますが、収支が成りたつのでしょうか。

●事務局

これから地域の皆さんに、運行内容、運賃等、十分周知して利用いただくような利用促進の取り組みを行っていくことで、継続性が保たれると考えています。

●委員

旅客の名簿の中に施設の利用者の人数が書いていますが、例えば、施設の中の方々の家族が見舞い・面会に来る場合には利用できるのでしょうか。

また、任意保険は通常、有償運送を想定していません。今回の任意保険については保険会社に有償運送をするということで問い合わせをして、了解は得ているのでしょうか。

●事務局

「施設来訪者便」の利用者につきましては、各福祉施設に入所されている方のご家族が公共交通機関を利用された方を施設まで運ぶことになっておりますので、利用可能です。

また、任意保険につきましては、どちらの自動車も適用可能と確認しております。

●委員

可能であれば、檜原村の有償運送を参考に、バスが来るまで有償運送が待つといった取組をしてほしい。雪や雨のとき、また、特にお年寄りなどの交通弱者の方にとっては、大変ありがたいと思います。

●委員

前回の運行の際、路線バスの何時に接続していますと時刻表に記載されておりました。新たに停留所及び時刻表を設置される際にも同様の取り組みを継続して頂きたいです。

●会長

持ち込み車両は2台ですが、毎日多くの運行を予定されています。自家用車としての利用が制約されることになるかと思うのですが、私用で車を使わないといけないときに、困ることはないでしょうか。

●申請者

家族の車や農業用に使う車がありますので、普段に使う分には差し支えないと思います。

●委員

運転手に対するお礼はどうなっているのでしょうか。

●事務局

今回の運営協議会の中では収支は議論になっていないのですが、実際にかかる経費に対して、運転手に謝礼として日当はいただく運行収支計画と聞いています。

●会長

福祉有償運送では、整備管理責任者の資格を証明する写しがついてたと思いますが、今回は要らないのでしょうか。

●委員

整備管理責任者については、今回のケースであれば資格までは求めていないので、添付は必須ではありません。

また、幼稚園から保育園への送り便について、チャイルドシートやジュニアシートなどの準備や設置状況と、保育園から幼稚園に行くまでに保育園や幼稚園の先生方が同行されるのかをお聞かせください。

●申請者

先生方は乗られず、園児が乗られるということで、チャイルドシートの設置を考えています。チャイルドシートに関して、必要数をすべて設置できることを確認しております。

●会長

70歳以上の運転者の方については適性診断を受けていただき、その結果をつけていただいている協議会もあります。今回は必ずしも求めていないですが、安全が一番大切ですので、できれば申請時に70歳になられる方がおられるようですので、少なくともその方については適性診断を受けていただき、対応が必要であればそれも含めてお願いしたいと思います。

●申請者

70歳になる運転手の方について、適性診断を受けていただく内諾を得ており、受講日程の調整をしているところです。

●委員

福祉有償運送の場合は必ず更新時、運転手の運転経歴、違反などを添付させているのですが、安全運転という観点から添付したほうが良いと思います。

●会長

運転手の運転経歴、違反などは今回間に合わなかったのが宣誓書という形でついているのですが、必要と考えます。そのため、公共交通空白地有償運送の登録を行うにあたり、運転記録証明書を取っていただいて協議会の事務局に確認してもらうことを付帯要件とし、協議が調ったとしたいと考えますが、それでよろしいでしょうか。

●委員全員

(異議なし)

●会長

それでは、運転記録証明書を取っていただき、協議会の事務局に確認してもらうことを付帯要件として、協議は調ったとさせていただきます。